

令和2年塩尻市議会6月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 令和2年6月16日(火) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 1号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市檜川地区情報連絡施設条例を廃止する条例

議案第 11号 監査委員の選任について

議案第 12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第 16号 財産の無償譲渡について

議案第 18号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、5款労働費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○出席委員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君
議長	丸山	寿子	君				

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 赤津 廣子 君

午前9時58分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。全員おそろいですので、ただいまから6月定例会総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員の出席でございます。

それでは審査に入ります前に、理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、おはようございます。委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げてある各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案につきましては、別紙委員会付託案件表のとおりであります。また例年でありますと、4月の異動によります課長以上の自己紹介をお願いいたしますけれども、今回はそれを行わず、お配りいたしました名簿により氏名等の確認をお願いしたいと思います。

それでは、日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 皆さん、おはようございます。本日は各議案の審査を行います。協議会、視察などの予定はありませんので、午前中で委員会の日程は終了する予定であります。なお、懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染予防を考慮しまして、今回は実施いたしませんので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のために、簡潔明瞭な説明、質問、答弁をお願いしたいと思います。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用していただきたいと思います。また、説明者側の入れ替えが途中にあります。できるだけスムーズをお願いしたいと思いますが、もしあまりごわつくようでしたら、入れ替えの時間を取りたいと思いますので、あらかじめご了承ください。

議案第1号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは私からは、議案第1号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明いたします。議案関係資料の1ページをお願いいたします。

まず、1提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免措置の実施に伴い、必要な改正をするものです。

2概要につきましては、国民健康保険税の減免について、やむを得ない理由がある場合には、期限後の申請を認めるものです。改正の内容は、新旧対照表により説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

現行では、減免に関わる申請書の提出について、納付書または口座振替で納入いただく普通徴収により納入いただく方につきましては各期の納期限までに、また年金からの天引きにより納入いただく特別徴収により納入いただく方につきましては、特別徴収の対象年金給付の支払日までに、減免の申請書を提出いただくことを規定しております。改正案では、29条第2項、下から4行目からですが、災害その他やむを得ない理由により、納期の末日までに申請書を提出することが困難であると市長が認める場合は、この限りではないとの規定を加え、納期限等の経過後の申請を認めるものです。これは、令和2年4月7日の国の閣議決定による新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険税の減免等を行うとされ、この減免措置に関わる国の財政支援の対象が、令和2年2月1日から令和3年3月31日ま

での間に納期限が設定された国民健康保険税とされたことに伴い、申請書の提出日から遡って減免ができるようにするものです。そのほか、29条第2項及び第3項の事由を理由とすることなどにつきましては、本改正案の提案に合わせて、文言の改正を行うものです。

1ページにお戻りください。4条例の施行等ですが、本条例は公布の日から施行し、ただいま説明させていただいた理由により、令和2年2月1日以後の納期限等に係る国民健康保険税について適用するものとなります。

なお、減免の要件および減免割合等につきましては、本条例の改正と合わせ、塩尻市新型コロナウイルス感染症の影響に関わる国民健康保険税の減免の特例に関する要綱を制定し、その内容を定める予定としております。その概要を申し上げますけれども、対象を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限が到来する保険税といたしまして、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯は、保険税の全額を免除します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が、前年に比べて10分の3以上減少すると見込まれる世帯には、所得の減少割合等に応じて減免の割合を、全額免除から10分の2まで、5段階に区分して実施を予定しております。なお、この要件等は、国により示されました国の財政支援の対象となる減免基準と同じ内容となっております。私からの説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問等ございますか。

○**永田公由委員** 新型コロナウイルスに感染して収入が減少した人が対象なのか、それとも新型コロナウイルスの影響で収入が減少した人が対象にもなるのか、その辺確認です。

○**市民課長** お答えいたします。まず、今回減免の対象2項目用意してございますけれども、おっしゃるとおり、感染した方もしくはそれによって亡くなられた方も含まれるのですけれども、「方について」というものと、「に関して」というパターンと、感染症の影響により、例えば来客が減ったとか出荷が減ったとか、こういったことによる、本人が感染した有無に関わらず、そういった影響に対したのも対象としております。以上です。

○**山口恵子委員** 市の要綱は国の基準に沿ったものということなので、市で減免をした場合は、その金額に対して全額国からの補助があると見ていいですか。

○**市民課長** おっしゃるとおり、国の基準に沿った減免に対しては、国から10分の10、全額が補助される予定となっております。以上です。

○**山口恵子委員** 分かりました。あと現在、市のほうに事業収入が減少したなどで相談に来ているケースとか、実際に対応せざるを得ないような状況があるのかどうか、その辺の状況についてお聞きします。

○**市民課長** 窓口のほうには、数件こういった問い合わせ来ておりまして、保険税の納税通知を7月中旬に予定しておりますので、これから各戸に周知を図りながら、受付に際しましては万全な体制を取っていきたいと考えております。以上です。

○**小澤彰一委員** コロナの影響ということと、やむを得ない理由という、このことについては何か証明する必要があるのでしょうか。

○**市民課長** その点なのですが、国からのQ&A等も示されておまして、今回につきましては、収入に関わる部分が基準の一つになりますので、申請月までの収入に関わる給与ですとか、事業に関わる帳簿等をお持ちいた

だきまして、今後のものにつきましては見込みということで、言ってみれば御本人の申告によって対応することとしております。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかには。よろしいですかね。

それでは自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第1号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第1号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第2号 塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○危機管理課長 それでは、議案第2号塩尻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をお願いしたいと思います。議案関係資料の3ページをお願いいたします。

1の提案理由ですが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が、令和2年3月27日に改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

2の概要につきまして(1)ですが、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるもの。(2)としまして、損害補償年金前払一時金等が支給された場合における、障害補償年金等の支給の停止期間及び支給の停止が終了する月に係る額の算定に用いる利率を、事故発生日における法定利率に改めるものです。新旧対照表ですが、4ページを御覧いただきたいと思います。まず、補償基礎額につきまして、第5条第2項第1号ですが、上から3行目のくんだり、終わりの5文字くらいのところからですが、死亡もしくは負傷の原因がある事故が発生した日、または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日、これを以下事故発生日というに言い換えるものでございます。

次の第2号でございしますが、消防従事者等が作業中に死亡または障害等を負った場合の補償基礎額、これを8,800円から100円上げまして8,900円に増額するものでございます。

5ページに行きまして、第3項原因の起因日を、これも事故発生日に言い換えるものでございます。

次、6ページをお願いいたします。第3条の4、第5項第2号ですが、こちらにつきましては障害補償年金前払一時金が支給された場合に、障害補償年金の停止期間の算定に用いる利率を100分の5から、事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

次の7ページの第6項、こちらは障害者補償年金の停止が終了する月に係る額の算定に用いる利率を、100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。なお、民法の法定利率につきましては、この

4月1日から100分の5から100分の3に改定をされております。

次の8ページ、第7項第2号、また8項の遺族補償年金の前払一時金につきましても、障害者補償年金前払一時金と同様に、算定に用いる利率を100分の5から、事故発生日における法定利率に改めるものでございます。次に、9ページの別表、補償基礎額表をお願いいたします。こちらのほうは、消防団員を階級及び勤務年数によりまして、それぞれ分かれて規定をされておりますが、記載のとおり額をそれぞれ増額するものでございます。実際の支給額につきましては、障害の状況だとか遺族の状況によりまして、倍率が決められておりまして、この額にその倍率を乗じまして、出された金額を支給しているということになります。備考の1でございまして、これも原因の起因日を事故発生日に改めるものでございます。

3ページに戻っていただきまして、4の施行等でございますが、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。本市では、今回の条例改正によりまして、遺族年金をもらっている方が1名おります。昭和57年の台風18号の大雨災害のときに、水防活動をしておりました消防団員が流されて亡くなっておりまして、その方の遺族年金1名が現在支給になっておりまして、この補償基礎額が上がりましたことによりまして、若干ですが増額になったということになります。なお、障害補償年金前払一時金または遺族補償年金の前払一時金の受給者、こちらのほうは現在いないという状況でございます。以上ですが、よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○山口恵子委員 要件の中、事故発生日、事故という言葉が出てくるのですけれど、消防団活動の最中における事故なので、例えば感染症に罹患してしまうとか、そういったことも原因になるのかどうかお聞きします。

○危機管理課長 そういったことも対象になってきまして、そちらにつきましては、医者診断によりまして、事故発生日といえますか、かかったところが原因として、診断書の中で出てくるということで、そちらのほうで判断させていただくという形になるかと思っております。

○委員長 いいですか。ほかには。

○永田公由委員 今の関連だけど、この補償は、要は消防団活動に関係して発生した事故の場合に対象になるのではなかったですか。

○危機管理課長 一つは消防団の活動、消防団が対象になります。そのほかに4ページの第2項の第2条、消防従事者、救急業務協力者もしくは水防事業者または応急措置従事者ということで、例えば火災があつて、そこをたまたま通りかかった市民の方がそれを手伝ったと、それでけがをしてしまったという場合にも対象になりますし、例えば救急業務や地震とかで救出しようとして、それを隣近所の近い方がやったときにけがをしたと、そういうことも、そういう協力者、従事者の方も対象になってきます。

○永田公由委員 この中に疾病とあるのだけれど、そういう作業、例えば救助活動を手伝ったり何かして、疾病とはどういうものを指すわけですか。例えば今の状況でいくと、助けた人が新型コロナに感染していて、新型コロナがうつってしまったといった場合は対象になるということですか。

○委員長 一般人がなるならなるわね。

○永田公由委員 これでいくとそういう解釈だよな。

○危機管理課長 再確認をしたいと思いますが、具体的な事例等でそこら辺までのQ&A的なものが出そろって

いませんので、また確認をしておきます。

○永田公由委員 それで、塩尻で1人あるというのはずっと続いているのだけれど、この遺族年金もらっている人は奥さん、それとも両親ですか。

○危機管理課長 お母さんがまだ御健在で、もうかなり御高齢になっていると思いますが、お母さんが今、もらっているという状況でございます。

○永田公由委員 ここにある8,900円という金額が出てくるのだけれど、これはどういうことを基準にしているわけですか。例えば日割りではないけれども、1日の報酬として8,900円なのか、それとも月なのか、年なのか、この辺の8,900円というのはどういう基準になっているわけですか。

○危機管理課長 そこら辺も明確に上の国の法律のほうから具体的な根拠的なものは示されておきませんが、最低で8,800円から、団長を長くやった場合には1万4,200円という形になっておりますので、ある程度それに近い形のところはあるのかなというところはあります。

○永田公由委員 そうじゃない。例えばこの金額は1年で1万2,000円か8,900円なのか、それとも日額なのか月額なのか、その辺は分かりませんか。

○危機管理課長 日額とかそういう規定ではなくて、あくまでも補償の基準額という捉えでございます。これに先ほども申しましたが、それぞれの障害によって倍率が掛けられているということで、障害も1級から3級まで分かれていますのですが、例えば1級だとこれを313倍した額が年金額です。例えば遺族年金の場合で試算してみますと、通常の団員の方で遺族の方が4人いた場合につきましては、係数が245倍ということになりまして、8,800円に掛けますと261万円くらいになります。それで、最高額の団長クラスで試算しますと347万円くらいの遺族年金額という形になります。

○永田公由委員 遺族年金で。分かりました。

○委員長 ほかにはございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終了します。

自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第3号 塩尻市檜川地区情報連絡施設条例を廃止する条例

○委員長 議案第3号塩尻市檜川地区情報連絡施設条例を廃止する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○地域振興課長 それでは、議案第3号塩尻市檜川地区情報連絡施設条例を廃止する条例をお願いいたします。

議案関係資料 10 ページをお願いいたします。1 の提案理由ですが、塩尻市檜川地区情報連絡施設を廃止することに伴い、塩尻市檜川地区情報連絡施設条例を廃止するものです。こちら檜川地区にデジタル同報系防災無線が整備されることによりまして、従来の檜川地区情報連絡施設が廃止されるために関係の施設条例を廃止するものがあります。

2 の条例の施行等ですが、公布の日から施行するものです。説明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

○小澤彰一委員 これは以前から伺っていることで、この直接の内容ではないのですが、一昨日、大雨の際に土砂崩落だとかあるいは避難勧告がテレビのテロップによって流されて、かなりの大騒ぎになったのですが、実際に今、檜川支所長も見えているので、その辺のいきさつ、事情などについて説明していただけませんか。

○檜川支所長 おはようございます。檜川支所の荻村でございます。よろしくをお願いいたします。マスクを着用させていただいて失礼をいたします。

昨日ですが、檜川地区は非常に大雨が降りまして、時間は失念しましたが、テレビ等で檜川地区がレベル4に引き上げられて避難警告が出たということで、当日はその時点では雨も降ってはおきませんので、どうしたのかなということ危機管理課のほうへ確認をいたしました。そうしましたら、昨年度の大雨の際にもあったのですが、駒ヶ岳に近いほう、茶臼山という山があるのですが、そこら辺のところ非常に大雨が降って、土砂崩落の危険性があるということの警告だったということを確認いたしました。今回も同様に茶臼山付近での警告ということでありましたので、地元の区長、そして地元の議員に報告をさせていただいて終了したと。そうしましたら、夜中1時頃、警戒が解けたという状況でございます。以上です。

○小澤彰一委員 以前にも篠原議員のほうからも質問が出ていて、升目の位置が茶臼山と檜川地区が重なっていて、檜川地区が避難勧告というふうになったらしいということですが、これ何回も繰り返しますとオオカミ少年的にこの避難勧告などが実際に有効でなくなってしまうと効果がなくなってしまうということが懸念されます。アメダスの観測機器があったから防げるか防げないかという問題ではなくて、やはり市独自に観測地を設け、的確な情報が伝わるようなことを条例廃止と共に求めたいと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。意見になって申し訳ないです。

○危機管理課長 私どものほうで所管しているところでございますので、御説明させていただきたいと思ひます。先ほどの茶臼山付近の危険度分布図ということで、1キロ真角のメッシュ図がありまして、気象庁のほうではそこに降る雨量、または土中水分量等を想定する中で危険度を発表するわけなのですが、昨年の台風19号の折につきましても、そこが非常に危険な状態になったということで大雨警報が発表になったということでございます。それで、その後人里離れた山のところなものですから、気象台のほうに見直しをしてくださいということで、申入れをさせていただきます。それで茶臼山の下の部分は除外エリアとメッシュということで判定は除外されていまして、茶臼山の伊那市との境にまたがるところが設定されているということでございました。それで、そのメッシュの指定につきましては、県の砂防課のほうで指定をするということで、気象台のほうに行きましたら、メッシュの除外については砂防課のほうに行ってくれよということで話がございまして、砂防課のほうにその足で行き

まして、事情を説明して除外してもらおうようにということでお話をしたところでございます。そうしたところが砂防課のほうでは、伊那市側のほうのエリアが砂防危険地域に指定されているということで、県のほうとしてもそのメッシュは外せないということで説明をされまして、板挟みのところがありまして、再度両者のほうに申入れをしまして、何とか検討をしたいということで返答をいただいております。ただ、そのメッシュの指定につきましても審議会だとか、またシステムについても気象庁の大きなシステムを運用しているということで、その除外する調整につきましても、1年くらい時間がかかるということで言われている状況でございます。また今、小澤委員の言われたとおり、何回もこんなことが繰り返されますと本当に信頼性というところにつながっていきますので、早期にそういったことが改善されますように再度、関係機関のほうに呼びかけて申入れをしていきたいと思っております。以上です。

○委員長 ほかにございますか。それでは質疑を終了します。

自由討論を行います。ございますか。

○小澤彰一委員 茶臼山というのは、登られた方は御存じのように、さらさらの砂状で非常に崩落しやすい土地で、南木曽地域の蛇抜けと言われる現象もああいう土質のところから発生しているわけで、もし土砂崩れになると、ほとんど人家がなくなったりしますけれど、途中発電所があったりしますが、水源地の奈良井ダムのところにも多少なりとも影響がある。先ほども申し上げたような、勧告の信用性ということになります。それだけ支所長が御苦労されるのでお気の毒でもありますけれど、榎川地区の方の不安を解消するためにも、ぜひ何らかの方策を必ず取っていただきたいと、要望としておきます。

○委員長 ほかの皆さんからはよろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号は原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。入れ替わりをお願いします。よろしいですか。

議案第11号 監査委員の選任について

○委員長 議案第11号監査委員の選任についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第11号監査委員の選任についてをお願いいたします。議案関係資料で御説明申し上げますので、別紙議案関係資料の34、35ページをお開きください。

まず、1の提案理由でございますが、監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

次に2の概要になりますが、監査委員につきましては、地方自治法の規定及び塩尻市監査委員条例第2条の規定により3名となっておりますが、このうち識見を有する者のうちから選任している高砂礼次氏が令和2年7月

17日に任期満了となることに伴いまして、再び同氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。

次に3になりますが、同氏の略歴につきましては35ページを御覧ください。住所は塩尻市大字広丘高出で、年齢は現在70歳でございます。職業、略歴等については記載のとおりとなっております。

なお、任期につきましては、令和2年7月18日から令和6年7月17日までの4年間となっております。説明につきましては以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。自由討論を行います。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号は、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

次に進みます。

議案第12号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○委員長 議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第12号固定資産評価審査委員会委員の選任についてをお願いいたします。こちらも議案関係資料で御説明申し上げますので、別紙議案関係資料の36、37ページをお開きください。

まず、1の提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、2の概要になりますが、固定資産評価審査委員会委員の定数につきましては、地方税法及び塩尻市税条例の規定により3名となっておりますが、このうち市川正男氏が令和2年6月30日に任期満了となることに伴いまして、新たに北沢浩明氏を適任者と認め、選任しようとするものでございます。

次に3になりますが、同氏の略歴につきましては37ページを御覧ください。住所は塩尻市大字広丘吉田、年齢は現在46歳でございます。職業、略歴等については記載のとおりとなっております。

なお、任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定により、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間となっております。説明につきましては以上となります。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは質疑を終了します。

自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号は、全員一致をもって同意すべきものと決しました。

次に進ませていただきます。

議案第16号 財産の無償譲渡について

○委員長 議案第16号財産の無償譲渡についてを議題とします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第16号財産の無償譲渡について御説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案関係資料41ページを御覧ください。

まず、1の提案理由でございます。財産を無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要でございます。(1)譲渡財産につきましては、さきの3月定例会におきまして条例を廃止いたしました柏茂会館でございます。土地及び建物の所在地でございますけれども、大字洗馬4007番地1でございます。土地の面積につきましては1,051.98平方メートル、建物の面積につきましては295.66平方メートルでございます。譲渡の相手方でございますけれども、特定非営利活動法人わおんでございます。譲渡の目的でございますけれども、こちらの旧柏茂会館の効果的な利活用を図ることと青少年の健全育成、また生涯学習の推進及び地域の活性化に資することを目的とするものでございます。

なお、相手方の決定に当たりましては、施設の利活用を希望される方を広報またホームページを通じて公募しましたところ、1団体及び個人2名からの計3者から応募がございました。選考審査会を開催いたしまして、施設の利活用の基本方針、また内容、実現性、地域への貢献度などを審査いたしまして、譲渡の相手方を特定非営利活動法人わおんに決定したところでございます。

なお、特定非営利活動法人わおんにつきましては、平成20年に任意団体として設立されております。平成26年には、特定非営利活動法人として認定を受けられたということでございまして、これまで市内外において、自然体験プログラムなど、幅広い活動を展開されておりまして、上小曾部区の山林、また河川をフィールドといたしました体験プログラムなどで、これまでも柏茂会館を利用されているということでございます。参考までに令和元年度の利用実績を申し上げますと、宿泊延べ241人、日帰り延べ95人という御利用をいただいているところでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問ございますか。

○横沢英一委員 柏茂会館ですけれども、地元出身の南山さんが以前寄附してくれたということですが、これを今度は移譲するに当たって、今は親族の方だと思っておりますが、それを寄附してくれた人には当然了承を取っていると思うのですが、どんなような感触だったのか。

それともう一つ、財産を無償で譲渡するというわけですから、ここに書いてある譲渡目的以外にどのようなこ

とを条件にしているのか、その2点についてお聞きをしたい。

○**財政課長** まず、南山様の御親族との関係でございますけれども、そもそもこの条例を廃止するに当たりまして、前の所管課でございました社会教育課が御親族の皆様等と打ち合わせさせていただいてきているところがございます。そういった中では、市のそういった意向について御理解をいただいているとお聞きしております。

また、利用の方法でございますけれども、これまで青少年の健全育成ですとか、そういったことを主に使ってきたわけございまして、公募に当たりまして、青少年の健全育成を目的とするもの、また生涯学習の推進を目的とするもの、さらには地域の活性化を目的とするもの、いずれか1つ以上に該当するというものを応募要件として公募したところがございます。

○**横沢英一委員** あと、今度は個人の所有になるわけですから、当然これは固定資産税の対象になると思うのですが、大体どれくらい予定しているのですか。

○**財政課長** 固定資産税の関係でございますけれども、これまでは市の持ち物であったことから、特に建物の評価については家屋評価というものを行っておりませんので、改めてそれをしなければいけないですけれども、こちらをあらかじめある程度試算をしたところだと、建物、土地を含めて、年額でおよそ7万円前後になるのではないかと試算でございます。

○**委員長** よろしいですか。

○**山口恵子委員** 今回、無償譲渡をしたということですが、建物そのものの耐震化とか、その基準を満たしているのかどうか。もし満たしていなければ、その責任は譲渡先にあるという捉え方でよろしいですか。

○**財政課長** 耐震基準につきましては、建物自体が昭和50年に建築をされたものでございます。したがって、新耐震基準については満たしていないということでございます。責任の所在等につきましては、その辺りも明確にした上で公募をかけておりまして、譲渡を受けた方がそれを承知で施設を譲り受けるということでございますので、責任所在としては譲渡先ということになります。

○**山口恵子委員** 譲渡目的の中に、地域の活性化のことが書かれていますが、具体的な案がもし示されていれば、どのようなことを考えていらっしゃるのかお聞きします。

○**財政課長** 今回わおんから御提案がありました基本的なコンセプト、考え方という中には、これまでどおりの子供たちがもっと元気に輝く地域づくりの拠点ということであったり、宿泊型の研修、交流施設ということがございます。それに加えて、地域住民の交流の場ということで、要は普段イベントを開催していないときには、オープンスペースですとかコワーキングスペースなどとして利用をしていきたいというような御提案をいただいているところがございます。

○**委員長** よろしいですか。

○**永田公由委員** NPO法人に譲渡したのだけれど、これからこの建物自体の維持管理費とか、それから管理する人たちの人件費とかというようなものが発生してくると思うので、当然利用料とか宿泊料とかいったものは利用者から取らないと運営できないと思うのだけれど、その辺について提案というか、例えばこういったような形で宿泊施設として利用したいとか、日帰り施設として利用したいというようなことは、何か提案なりありましたか。

○**財政課長** 利用料等の関係につきましては、特に宿泊施設等に関しましては、他の団体等も含めて今度わおんが貸出しができることとなりますけれども、これまでの利用の中においても、わおんにつきまして、年間で約20万円ほど利用料を支払って施設を利用していたというところで、そういったところの負担軽減が生じる。また、そういった部分の今まで支払っていたものを修繕等に回していくというお話を伺っているところです。

○**永田公由委員** 市としては無償譲渡したから、後の管理運営については、もうわおんのほうでいいようにしてくださいということでもいいわけですか。

○**財政課長** 永田委員おっしゃるとおりでございます。

○**永田公由委員** 多分これを管理していくということは大変だと思う。今までは借りて利用料払えばいいように使えたのだけれど、今度自分たちのものになって、さっき言ったように固定資産払ったり電気料払ったりということになると大変だと思うので、その辺恐らく補助金出してくれとか、いろんな形で市に対していろいろ言ってくると思うのだけれど、その辺はきちんとけじめをつけてやっていかないと無償譲渡の意味がなくなってしまうので、どういった契約になっているか分からないけれども、その辺についてはしっかりと、安易に補助金を出したりとか交付金を出したりということがないように、意見として申し上げたいと思います。

それともう1つ、このほかに今後無償譲渡が予定されている施設というようなものはあるわけですか。

○**財政課長** 今後の予定につきましては、総合管理計画等の関係もございまして、施設等の洗い出し、また譲渡、そういったものがすぐに着手できるのかという洗い出しも今行っているところなのですが、そういった中では今思い当たるものは特にございませんが、1点大きなものとしたしましては、これまでも大きな課題でございましたならい荘でございます。現在は桜沢トンネルの関係で西松建設に貸出しをしておりますけれども、これが6月末で終わる予定となっております。その後の活用については、早急に検討しなければいけないと考えております。

○**委員長** よろしいですか。ほかには。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。それでは質疑を終了します。

自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第16号は、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第16号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それでは、ここで10分間休憩にしたいと思います。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

次に進みます。

議案第 18 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）中 歳入全般、歳出 2 款総務費、4 款衛生費、5 款労働費、9 款消防費、第 2 条債務負担行為補正、第 3 条地方債補正

○委員長 議案第 18 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは、議案第 18 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）、18 ページをお開きいただきたいと思ひます。

2 款総務費 1 項 7 目情報開発費のうち、1 つ目の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業 1,034 万 6,000 円につきましては、子供たちの教育環境の拡充を目的とした文部科学省が勧める G I G A スクール構想に対応するために、各学校の上流に当たります塩尻情報プラザの上流回線の増速を行うための費用となっております。

2 つ目の白丸、テレワーク運用事業 2,237 万 3,000 円につきましては、新型コロナウイルス対策としてを含めて新しい生活様式に即した働き方に対応するため、必要な環境を整備し、使用する端末とそれに伴うテレビ会議システムのライセンス、また、庁内の通信環境等を導入するものでございます。私からは以上です。

○地域振興課長 続きまして、同じページの 8 目地域づくり振興費 18 節負担金補助及び交付金 1,690 万円をお願いいたします。説明欄の白丸、コミュニティ活動支援事業 620 万円でございますが、これは市町村新興宝くじの助成事業が採択されたものでありまして、本年度は 3 件が採用となりましたので補正をお願いするものです。この内容ですが、まず一般コミュニティ助成事業として 2 件採択となっております。1 つは町区の会議テーブル、椅子等の公民館備品を整備するもので、補助金額が 250 万円。2 つ目が本山区でして、冷風機、除雪機を整備するもので、補助金額が 170 万円であります。そしてもう 1 つが、地域防災組織育成助成事業が 1 件採択されておりまして、桔梗ヶ原区防災組織が防災備品として整備する大型炊き出し器、マンホール対応簡易水洗トイレ等を整備するもので、補助金額が 200 万円となっております。以上 3 件の合計が 620 万円ということでございます。なお、このコミュニティ助成事業補助金の 620 万円につきましては、全額宝くじの収益金から補填されることになっておりまして、歳入の諸収入の中のコミュニティ事業助成金として、同額を予算計上しているものでございます。

次の白丸、防犯灯管理事業 1,070 万円でございます。こちら塩尻市森林公社からの寄附を元に創設した循環型社会推進基金を活用して市内各区等の防犯灯に関わる補助を拡大するものであります。最初の黒ポツの防犯灯設置改修補助金 530 万円でございますが、こちら今年度当初予算で計上してあります集落内の一般防犯灯、そして人家から 100 メートル以上離れたところに設置の指定防犯灯、全部で 527 基の防犯灯の L E D 化の改修、新設に関わる補助を拡大するものでございます。次の黒ポツ、L E D 防犯灯電気料補助金 540 万円ですが、これまで人家から離れた指定防犯灯に関わる電気料に関しましては、年額の電気料に相当する額を全額補助していたわけですが、これを L E D 化した一般防犯灯の電気料にも拡大して補助することによりまして、区の負担軽減と L E D 化の推進を図るものであります。全部で 3,380 灯分の電気料を見込んで計上したものであります。地域づくり振興費につきましては以上であります。

○**市民課長** 私からは3項1目戸籍住民基本台帳費について説明いたします。同じく18ページの白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の下、黒ポツ、戸籍システム改修委託料149万6,000円は、戸籍法の一部改正に伴い、戸籍謄本または抄本の提出が必要な社会保障手続において、マイナンバーの利用により戸籍に関わるこれらの書類の提出が不要となること、また、本籍地以外の市町村等で戸籍謄本及び抄本の発行が可能となることに関わるシステム改修費となります。なお、この改修費につきましては、戸籍システム整備費補助金として国庫補助金により、補助率10分の10による補助金交付が予定されております。私からは以上です。

○**委員長** では、ここまでの質疑を行います。質問ございますか。

○**永田公由委員** 一番先の情報プラザ・ネットワーク運営事業で、いわゆるGIGAスクールの関係ということだけど、これは国からの補助金なり交付金なりというのはあるわけですか。

○**情報政策課長** GIGAスクール構想につきましては、既存で高速大容量通信を確保されているものに対しての補助となっております、この通信費に係る補助はありません。

○**永田公由委員** だってGIGAスクールというのは国がやれと言ったのではないか。それで全然なくて。

○**財政課長** 今の情報政策課長が申し上げたものについては回線の関係でございまして、それ以外の学校でタブレットを購入するのですとか、そういったものには何億円というお金がかかります。それにつきましては、まずタブレット端末については、3分の1についてはこれまで既に交付税等で財政措置がされているので、市町村が自前で行ってくださいということになってございまして、残り3分の2については国庫補助の対象となっているところでございます。また、その残りの地方負担分につきましては、今回の臨時交付金の対象ともなるものでございます。

○**委員長** いいですか。ほかには。

○**小澤彰一委員** 同じくその下のテレワーク運用事業ですけど、テレワークというのは在宅で仕事をする、あるいは別のオフィスで仕事をするという意味なのでしょうけれど、これは庁内の環境に関するものですよ。これどういうことか御説明いただきたい。

○**情報政策課長** 今回庁内環境ということになっておりますけれども、在宅で整備をするためのパソコン等もその中に考えられるということで、家に持って帰って、こちらへ持ってきて使ったりするため用に庁内に無線の環境設備を行うという部分を入れてございます。また、今頻繁に話になっておりますけれども、テレビ会議の活用ということが言われてございまして、県内の会議であってもテレビ会議を今活用するようなことがありますので、それに対応する上で、塩尻市としてテレビ会議を立ち上げることができるためのライセンスというものを追加で費用を導入するものとなっております。

○**小澤彰一委員** 今回のコロナウイルスの関係で、世界中オンライン授業、特に大学だとか高校だとかそういうところで実際に行われたのですが、実際に教師と生徒が、あるいは学生が学校内にいるときにはオンライン授業は必要ないですよ。テレワークも同じ会社の中に入ればテレワークは必要ないわけで、働き方が根本から改変されていくということがよく指摘されていますけれど、実際に庁内でテレビ会議だとか、あるいはテレワークということを導入するに当たっては、何かビジョンとか見通してみたいなものはおありなのでしょうか。

○**情報政策課長** 働き方改革とかコロナ対策としては、感染拡大防止ということが叫ばれておりますので、

職員の出勤を減らすということは人事課を含めて対策を行っています。その上で、在宅で市役所に接続をして仕事ができる環境を整備するという事は、この先どのくらいかかるか分かりませんが、コロナ対策として必要ということで今回計上させていただいているものになります。以上です。

○委員長 ほかに。

○山口恵子委員 防犯灯についてお聞きします。一般防犯灯もLED化した場合、電気料の区の負担分を減らして市のほうで持つということですが、1基につき2万円ということよろしいですか。

それと、区のほうで防犯灯の整備計画を立てて、市のほうに提出をしていく必要があると思うのですが、それについての対応がどうなっているかお聞きします。

○地域振興課長 まず、LED化した防犯灯の電気料の補助ですが、こちらはLED化した防犯灯に対する電気料相当額を全額補助するものでして、1月当たりの単価で133円の基準額で計算して、補助をする予定でございます。あと、防犯灯のLED化の改修計画につきましては、それぞれ区の見直しによりまして計画されていることと思います。毎年、要望をいただく中で、補助の準備をさせていただいて補助を交付するという形をとっております。

○山口恵子委員 電気料のことは分かりましたので、一般の防犯灯をLED化するときの費用も、多分、区でかかるのですが、それに対する補助が、この上の補助に対するものですか。その辺について、内容をもう少しお願いします。

○地域振興課長 おっしゃるとおり、これまでも一般防犯灯をLED化に改修するに当たっては補助を出しておりました。これまで1万円ということで補助を出していたのですが、これを1万円増額しまして2万円という形で補助を出すことにしております。LED設置に係る経費が大体平均で2万3,000円くらいかかるものですから、これまで区の持ち出しが1灯当たり1万3,000円だったものが3,000円程度で改修できるということで、LED化を推進していきたいということでございます。

○山口恵子委員 1万円のところを2万円も補助を出していただくというのは、区ではとてもありがたいことなのですが、各区では、そういった計画を立てて、市にこれから出せば全て対応してもらえるということなのか、区との連携が、今、どのようになっているのか、お聞きします。

○地域振興課長 区との連携につきましては、区長会等を通じて、単年度ごとに計画を挙げていただくような形をとっているのが実情であります。

○山口恵子委員 これから要請すれば対応していただけますか。

○地域振興課長 このたび要項を改正しまして、これに関わる周知はもうしておりますので、これを基に、また区で新たな計画を立てて、申請をいただくというような形になっております。

○横沢英一委員 同じく、防犯灯の関係でお聞きしたいのですが、先ほどの説明の中では、LEDの集落を外れた防犯灯の関係ですが、3,381灯分の電気料を補填することだったのですが、これで、まだ残はどのくらいあるのでしょうか。把握されていませんか。

○地域振興課長 先ほどの3,381灯というのは、一般防犯灯の電気料、LED化した電気料に関わる補助でございます。今、一般防犯灯の関係LED化率がおおむね40%ぐらいとなっておりますので、残りについては、まだ

これからLED化する予定です。

○**横沢英一委員** そうすると、今の説明の中では、集落から離れた防犯灯が結構ありますが、それは、把握されている中では60%ぐらい、まだ残っているというようなことですか。

○**地域振興課長** 集落から外れた指定防犯灯につきましては、既に電気料の補助を全額しておりまして、こちらのLED化ももちろん進めていくのですけれども、こちらにつきましては、全額補助を既に行っているところがございます。

○**委員長** ほかに、よろしいですか。

では、答弁側の入れ替わりをお願いします。

それでは、続いて、衛生費と労働費の関係をお願いします。

○**生活環境課長** 資料の19、20ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費5目環境衛生費でございます。白丸、公衆衛生施設管理等事業でございます。黒ポツ、公衆浴場設備改善事業補助金でございますが、大門一番町にあります桑の湯の浴室内の設備の改善に伴う工事経費に対し、塩尻市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱に基づき、工事費の経費の3分の2を市で補助するものでございます。工事の内容でございますけれども、浴室内の入り口、それから天井を含めた塗装及びトタン板の取替えになりますので、足場を組んで工事を行うものでございますので、1週間ほどお休みをして工事を行うものになります。この経費につきましては、先ほども言いましたように、市から3分の2の補助ということでございますし、県から、その市の補助金に対して2分の1が歳入で入ってくるものという形になりますので、工事費が92万4,000円の見積もりをいただいているところに対して、3分の2が市の61万6,000円、県から61万6,000円に対しての2分の1、30万8,000円が入ってまいりますので、市の持ち出しは30万8,000円ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

○**官民連携推進室長** 続きまして、5款労働費1項労働諸費1目労政費になります。事業内容の説明に入ります前に、この10月から官民連携推進室が新設されました。そちらの課のミッションが、竹中工務店のプロジェクト、それから自動運転の連携協定に基づきますプロジェクト、3つ目がKADOの事業になります。庁内横断的、もしくは官民連携促進が図られる事業として、この3つを官民連携推進室で担当することになっております。説明に入らせていただきます。

白丸、テレワーク推進事業、黒ポツ、テレワーク推進事業負担金500万円を計上させていただいてございます。内容でございますが、塩尻市と塩尻市振興公社が推進する塩尻型テレワーク、通称KADOですけれども、今回の新型コロナウイルス感染拡大の対策として従来のオフィス集合型から業務に応じたワーカーが在宅ワークへ移行できるものに整備する費用になります。これによりまして、3つ目的を果たしますが、1つ、ワーカーの感染拡大の防止、2つ目、今後、感染症などの蔓延期における業務の継続、BCPの対応になります、3つ目といたしまして、通常時、平常時においても在宅にいたるを得ないワーカーの確保を図り、KADOを全体の業務の実行の選択肢を多様にするものでございます。500万円の具体的な内容ですが、一言で言いますと、自宅にあるパソコンからKADOのオフィスのパソコンを遠隔操作できるように整備するものでございます。具体的には、遠隔操作のソフトウェアの導入費、それから、KADOの回線の増強、それから、クラウド上にファイル共有システムを使いますので、こちらの利用料、あと、ワーカーの環境整備になります。ちなみに、KADOの概要になります

けれども、新聞等で報道がございますが、3月末時点で、塩尻のKADOの拠点の登録ワーカーは439名、うち、実際に3月に実働したワーカーは119名になります。この119名、主には女性にはなりますが、中には身体に障がいをお持ちの方、それから精神の障がいをお持ちの方、それから最近、今年度に増えてきましたが、一旦就職をして離職をしてしまった若年者の方々、それからシニア層ということで構成されております。KADOの3月時点での売上げですけれども、約1,100万円余。仕事を発注してきているクライアントというか民間企業ですが、塩尻市役所を含めて17社になっております。今回のこの整備をすることによって、今までの集合型のワークのメリットというものは最大限生かしつつも、これを機に在宅環境の整備をして、ハイブリッドでの事業推進を図ってまいるのでございます。以上です。

○委員長 それでは、ただいま説明をいただいた部分について質疑を行います。質問はございますか。

○山口恵子委員 ただいま説明いただいたテレワーク推進事業についてお聞きします。塩尻のKADOの関係、当初は子育て世代の仕事に行けない時期に、どんどんそういった方にも働いてもらえるような体制でスタートをして、順調に進んで、発注もすごく伸びてきています。それで、今、お聞きしたワーカーの状況も、在宅で御仕事ができるように体制がなってきたということで、いろいろな障がいがある方とか若者とかシニア層まで増えてきましたので、それはとてもいいことだと思うのです。今、市で抱えている課題の中に、子育て世代でも特に貧困世帯とか、ひきこもりの方とかにも、大きな未来を開く可能性がある事業かと思っていますので、その点についてどのようにお考えになっているのかお聞きします。

○官民連携推進室長 先ほどの官民連携で、この事業を取り扱うものの一つにもあるのですが、やはり庁内の横断の部署で、今、委員がおっしゃったとおり、生活困窮者対象ですとか、実は今までも福祉課の生活保護の相談の一部として受入れ先としてもやっておりました。今回のコロナにおいて、今後、産業政策課とも連携していただきますけれども、あってはならないことなのですが、退職者等が出た場合においても紹介先の選択肢の一つとしては、こういうところもあり得るのかと思っているので、その辺のところは、じっくり、今後、動向を見ながら対応をしていきたいと思っています。

○委員長 よろしいですか。ほかには。よろしいですか。

では、説明側の入れ替わりをお願いいたします。

それでは、続いて、消防費、債務負担行為補正、地方債補正、歳入全般について審査を行います。

○危機管理課長 消防団員の公務災害補償条例の関係で永田委員から出されておられました、疾病のコロナウイルスの関係について答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。

○危機管理課長 確認をいたしました。疾病につきましては、現場ではストレスだとか、非常に緊迫した状況になるということで、脳梗塞だとか脳卒中、心筋梗塞、そういったものを想定しているとのことでございます。なお、コロナにつきましては、総合的に判断をさせてもらうということなのですが、因果関係が明らかであれば対象になるということでございます。以上です。

○委員長 続いて、説明をお願いします。

○危機管理課長 それでは、9款消防費1項2目非常備消防費をお願いしたいと思います。21、22ページをお願い

いたします。非常備消防費の白丸、消防団諸経費の消耗品費 306 万 4,000 円の増額につきましては、消防団に支給いたします耐切創性の手袋、非常に丈夫な手袋でございますが、こちらの 733 双分の購入費でございます。消防団員のけがの防止など、安全性の確保を図るものであります。これにつきましては、国の消防団設備整備費補助金による消防団救助能力向上資機材緊急整備事業で補助申請が採択されましたので、今回の補正をお願いするものでございます。

次に、3 目消防施設費の白丸、消防施設整備費の消火栓新設改良負担金 406 万円の増額につきましては、洗馬芦ノ田地籍の県道上今井洗馬停車場線の道路拡幅に伴う消火栓の移設のほか、住宅建設等に伴い消火栓の移設が必要になった工事の負担金であります。以上、よろしく願いいたします。

○財政課長 それでは、続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、お戻りいただき、11、12 ページをお願いいたします。10 款地方特例交付金でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止すると共に、感染拡大の影響を受けている地域経済、また、住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかな必要な事業を実施できるようにするという創設されたものでございます。国の算定いたしました上限額 2 億 2,632 万 2,000 円を計上するものでございます。

次に、15 款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金の障害児入所給付費負担金 35 万 8,000 円、及びページ中ほどとなりますけれども、2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金 41 万 2,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために特別支援学校等の臨時休校によりまして、放課後デイサービスの利用が拡大をしたということに伴いまして国の負担金と補助金とになります。1 目 1 節に戻りまして、介護保険料軽減負担金 598 万 9,000 円の増額につきましては、所得の低い第 1 号被保険者の保険料を軽減することに伴いまして、減額となる関連保険料に対する国 2 分の 1 の負担金でございます。

次に、2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の戸籍システム整備費補助金 149 万 6,000 円の増額につきましては、歳出で説明がありました戸籍システムの改修に伴う国 10 分の 10 の補助でございます。

次に、2 目 1 節社会福祉費補助金の 1 つ目、就労準備支援事業補助金 33 万円の増額につきましては、制度改正によりまして生活保護基幹事務システムを改修することに伴う国 2 分の 1 の補助金でございます。2 つ下の住民情報システム改修補助金 25 万 5,000 円の増額につきましては、制度改正によりまして児童手当の支給に関わる住民情報システムを改修することに伴う国 3 分の 2 の補助金でございます。

次に、2 節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金 700 万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童館等で使用する非接触体温計、また消毒液など、購入に伴う国 10 分の 10 の補助でございます。

次に、7 目 2 節都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金 1,090 万円の増額につきましては、小坂田公園再整備事業に対する交付金内示に伴いまして増額するものでございます。

次に、8 目 1 節の小学校費補助金及び 2 節の中学校費補助金、それぞれの 1 つ目にございます学校臨時休業対策費補助金 161 万 4,000 円及び 71 万 4,000 円の残額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため小中学校を臨時休校したことにより、影響を受けた給食食材納入業者等への支援に対する国の補助金でござ

います。その下の公立学校情報機器整備費補助金 7,294 万 5,000 円及び中学校費にございます 7,663 万 5,000 円の残額につきましては、国の G I G A スクール構想の促進に対応して小中学校にタブレット端末等を整備することに伴う国の補助金でございます。その下の学校保健特別対策事業費補助金 111 万 6,000 円及び 57 万 9,000 円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小中学校で使用する非接触体温計や消毒液などを購入することに伴う国の補助金でございます。

おめくりいただきまして、13、14 ページを御覧ください。15 款 2 項 9 目 1 節の消防費補助金の消防団設備整備費補助金 104 万 3,000 円の増額につきましては、歳出で説明がありました消防団諸経費の増額に伴う国 3 分の 1 の補助金でございます。

次に、16 款 1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金の介護保険料軽減負担金 299 万 5,000 円の増額につきましては、国庫補助金で御説明申し上げた内容と同様の県の 4 分の 1 の負担金でございます。

次の 2 項 3 目 2 節環境衛生費補助金の公衆浴場設備改善事業補助金 30 万 8,000 円の増額につきましては、歳出で説明がありました公衆浴場施設の改修に伴う県の 2 分の 1 の補助金でございます。

次の 5 目 1 節農業費補助金の人・農地問題解決加速化支援事業補助金 100 万円の増額につきましては、人・農地プランの作成に伴う県の補助金でございます。

次の 19 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上に伴いまして、繰入金 1 億 1,266 万 2,000 円を減額するものでございます。

次の 9 節循環型社会推進基金繰入金 1,070 万円の増額につきましては、歳出で説明がありました防犯灯管理事業の増額に伴い、繰入金を計上するものでございます。

おめくりいただきまして、15、16 ページをお願いいたします。21 款 5 項 4 目 1 節総務費雑入のコミュニティ事業助成金 620 万円の増額につきましては、歳出で説明がありましたコミュニティ活動支援事業に対する宝くじ収益金による助成金でございます。

次の 8 節消防費補助金、消防費雑入の消火栓破損修理費等負担金 102 万 3,000 円の増額につきましては、先ほど説明がありました県道の拡幅工事等によりまして消火栓を移転することに伴う県の負担金でございます。

次の 22 款 1 項 6 目 1 節道路橋梁債につきましては、予定をしておりました市道南熊井郷原線の松本歯科大学グラウンド付近の排水路工事、こちらにつきまして交付税措置のある有利な起債の活用が認められたということから、工事費を増額すると共に、地方道路等整備事業債 450 万円を減額いたしまして、緊急自然災害防止対策事業債を 2,000 万円とするものでございます。なお、地方道路整備事業債につきましては、交付税の関連では起債の充当率が 95%、交付税措置率はゼロでございます。緊急自然災害防止対策事業債につきましては、充当率は 100%、交付税措置率は 75%と非常に有利な起債となっております。

次の 2 節都市計画債の公共事業等債 990 万円の増額につきましては、小坂田公園再整備事業の補正に伴いまして増額するものでございます。

それで、お戻りをいただきまして、4 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為補正につきましては、総合体育館の指定管理につきまして期間及び限度額を定めるものでございます。

おめくりいただきまして、5、6 ページをお願いいたします。8 ページまでの第 3 表地方債補正でございます

けれども、先ほど御説明を申し上げました市債につきまして限度額を変更及び追加するものです。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問、ございますか。

○小澤彰一委員 12 ページ。先ほど、歳出のところで何えぼよかったのですけれども、戸籍システムの整備で149 万円余が国から来るといことですけれども、これ、塩尻市が既に特別給付金を九十数%支給されているといこと、ほかの市町村と比べて、かなり早めに、正確に支給されたと思うのですが、これは本市だけ特別に149 万円なのか、あるいは一般的にほかの全市町村、このような規模でもって整備されているのか、どちらなのでしょう。

○市民生活事業部長 課長が不在なので代わって答えますけれども、これは、特別給付金とは関係なくて、今後、戸籍システムを全国的に連携するようなことで、整備するために補助されるものでございまして、それぞれの人口等によって交付されるので、それぞれ金額は違っております。

○委員長 よろしいですか。ほかには。

1 件、よろしいですか。16 ページ、担当がないので、分かったらでいいですけれども、市債を有利な起債に切り替えたという話は分かりますが、その借入額が大きくなっているといことについて、延長とかを延ばしたと思うのですが、内容といのはどのようになっていますか。どれだけ拡大されましたか。

○財政課長 工事の箇所は先ほど申し上げた南熊井郷原線でございます。松本歯科大学から郷原街道に向かって坂道を下っていきまして、その先に三差路の交差点がございますけれども、具体的にはその付近でございます。工事内容といたしましては、あの付近は時々大雨で水があふれるといこと、排水路を整備する予定となっておりますが、それが当初2 か年で行う予定としておりました。今回、この有利な起債、活用が認められたといこと、単年度で終了させるために工事費も増額したところでございます。

○委員長 ほかに。よろしいですか。

○永田公由委員 12 ページ、一番上の地方特例交付金の関係ですけれども、これは2 億2,000 万円来て、財政調整基金を1 億1,000 万円減らして、残が約1 億円といことですか。そういう意味ですか。

○財政課長 はい。

○永田公由委員 それで、それをそれぞれに振り分けてあるという理解でよろしいですか。

○財政課長 今回の新型コロナウイルス感染症の交付金については、特にまだ歳出に対しての充当といのは行っておりませんので、あくまでも一般財源扱いとしてやっております。今後、二次等でさらに細かい指示が出てきたときには、場合によってはそれぞれ計画した歳出に充当するとい作業が必要になってくる可能性がございます。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 はい。

○委員長 ほかによろしいですか。それでは、質疑を終了します。

これより、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 18 号中当委員会に付託されました部分につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 18 号中当委員会に付託されました部分につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきまして審査を終了といたしますが、行政側よりほかにあれば。

閉会中の継続審査の申し出

○総務部長 議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管します各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 ただいま、閉会中の継続審査について申し出がありましたけれども、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案についてお認めをいただきました。審査の中でいただいた御要望、御指摘等につきましては、今後、行政運営の中でしっかりと生かしてまいりたいと思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。

以上をもちまして、6月定例会総務生活委員会を閉会といたします。御苦労さまでございました。

午前 11 時 41 分 閉会

令和 2 年 6 月 16 日 (火)

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印